

入札参加業者各位

城陽市総務部管財契約課

建設工事請負に関する本市職員との接触等について

本市では、競売入札妨害事件を契機に、再発防止の対策及び入札契約制度の現状を踏まえた一般的な建設工事に係る制度改革を実施することとし、市民の信頼回復のため、服務規律の確保及び綱紀の保持について更なる徹底を図るため、本市職員の業者との接触等に関して、次のように取り扱うこととしたので、十分理解のうえ、応札並びに工程管理等を行っていただくようお願いします。

1. [発注見通し公表後から指名通知又は見積依頼までの間]

- ① 工事や事業内容等の業者からの問い合わせについては、総務部管財契約課又は上下水道部経営管理課における「工事発注見通し公表台帳」の閲覧のみの対応とする。

2. [指名通知又は見積依頼から入札執行又は見積徴取までの間]

- ① 工事や事業内容等の各入札参加業者からの問合せの窓口は、水道事業会計及び公共下水道事業会計は、上下水道部経営管理課、それ以外は総務部管財契約課契約検査係（以下「契約担当窓口」という。）が担当し、窓口を一本化する。
- ② 工事発注に係る質問は、全て質疑書でやり取りを行うこととし、契約担当窓口が質疑書をFAXかメールで受付する。
- ③ 各入札参加業者への質疑回答書の受け渡しについても、契約担当窓口がFAXかメールで対応する。

3. [入札・見積徴取後]

- ① 本市職員の請負業者との接触の場合は、原則2名以上で対応するものとし、所属長へ報告をするものとする。
- ② 工事中における施工監理上の対応において、市民の安全確保等に配慮するため、緊急対応が必要である緊急対応時等の事案において、本市職員が1名で対応する場合は、所属長等に事前に了解を得て行うものとする。
- ③ 請負業者等の本市事務室内への立ち入りは禁止し、問い合わせや打ち合わせは、本市の指定する場所で本市職員複数名により行うものとする。